

特例発電計画の想定方法について

当社の系統運用指針で定める太陽光発電および風力発電の特例発電計画の想定方法について公表いたします。

1. 太陽光発電・風力発電の出力予測手法

	出力予測手法
太陽光発電	気象予報値を用いて、気象条件と日射量の相関モデルより1kmメッシュごとの日射量を算定し、各メッシュの設備容量データをもとに出力換算を行い、供給区域全体の予測値を算出する。
風力発電	気象予報値を用いて、気象条件と発電出力の相関モデルにより特高連系の風力サイトごとの出力を予測し、そのデータから供給区域全体の予測値を算出する。

2. 発電電力量配分の考え方

当社が想定した供給区域全体の想定電力量（電源種別ごと・30分単位）を、供給区域の全小売電気事業者の購入電力量および全送配電事業者の購入電力量比率（電源種別ごと、3か月前実績[※]）で配分する。

※ 3か月前実績（月間値）を用いるのは、料金の算定期間を考慮。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{小売電気事業者 A の} \\ \text{BG ごとに配分する} \\ \text{電力量} \\ \left[\begin{array}{c} \text{電源種別ごと} \\ \text{30分単位} \end{array} \right] \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{供給区域全体の} \\ \text{想定電力量} \\ \left[\begin{array}{c} \text{電源種別ごと} \\ \text{30分単位} \end{array} \right] \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{小売電気事業者 A の BG ごとの購入電力量} \\ \text{(電源種別ごと、3か月前実績)} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{供給区域の全小売電気事業者の購入電力量} \\ \text{および全送配電事業者の購入電力量} \\ \text{(電源種別ごと、3か月前実績)} \end{array}}}
 \end{array}$$

(注) 新規に調達を開始し、3か月前の購入電力量実績がない場合は、同一の電源種別の平均原単位（3か月前実績ベース）に認定出力（kW）を乗じた値を購入電力量（3か月前実績）とみなして、配分電力量を算定する。

$$\begin{array}{c}
 \left[\begin{array}{c} \text{平均原単位} \\ \text{電源種別ごと} \end{array} \right] \text{ [kWh/kW]} = \frac{\begin{array}{c} \text{供給区域の全小売電気事業者の購入電力量} \\ \text{および全送配電事業者の購入電力量 [kWh]} \\ \text{(電源種別ごと、3か月前実績)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{供給区域の全認定出力合計 [kW]} \\ \text{(電源種別ごと、3か月前認定量)} \end{array}}
 \end{array}$$

また、部分買取を実施している発電所において想定買取比率を変更する場合は、「(別紙1) 部分買取発電所における想定買取比率変更について」により配分電力量を算定する。

(別紙1) 部分買取発電所における想定買取比率変更について

部分買取発電所における想定買取比率変更を希望される場合、特例契約者からの申し入れに基づき以下のとおり実績購入電力量比率を算定するために用いる購入電力量を補正します。

1. 実績購入電力量比率を算定するために用いる購入電力量の補正方法

特例契約者から想定買取比率を変更する申し入れがあった場合、認定出力[kW]、補正比率[%]、および平均原単位[kWh/kW]を乗じた値を購入電力量に加算または減算して、実績購入電力量比率算定のために用いる購入電力量を原則以下のように補正します。

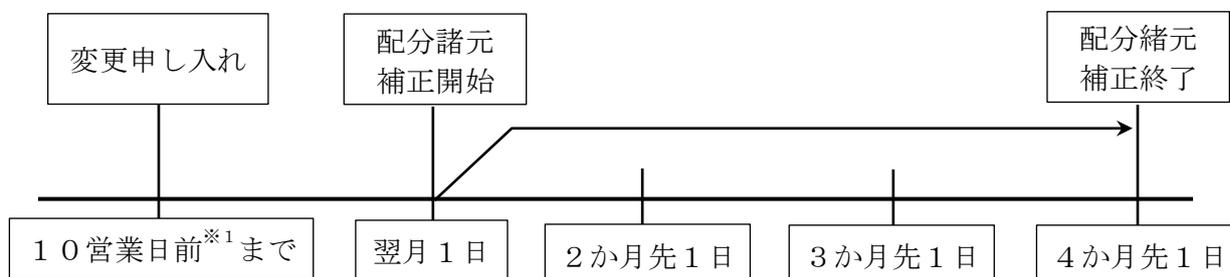
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{実績購入電力量比率} \\ \text{算定のために用いる} \\ \text{購入電力量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{小売電気事業者の} \\ \text{購入電力量} \\ \text{(3か月前実績)} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{補正值} \\ \text{(認定出力} \times \text{補正比率)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{平均原単位} \\ \text{(月ごと)} \\ \hline \end{array}$$

2. 部分買取発電所における想定買取比率変更申し入れ方法

想定買取比率変更申し入れは、「部分買取発電所における発電計画想定諸元変更申し入れ書(別紙2)」を当社のネットワークサービスセンターへご提出ください。

当社は特例発電BGに発電電力量を通知する10営業日前までに受付した申し入れに対し、翌月1日より3か月間の配分諸元を補正します。3か月の補正期間中において、同一発電所の補正比率の変更は原則受けません。

【変更申し入れ～配分諸元補正終了まで】



※1 特例発電BGに発電電力量を通知する日を起算日とします。

なお、想定買取比率変更申し入れにあたっては、当該発電所の全ての特例契約者から申し入れされたことにより適用することとします。

以上